

二次健康診断等給付の概要

1 概要

二次健康診断等給付は、労働者が、労働者安全衛生法第66条第1項又は同条第5項ただし書の規定による健康診断のうち、直近のもの（以下「一次健康診断」という。）において、脳・心臓疾患に関連する一定の項目について異常があると診断された場合に、労働者の請求に基づき、二次健康診断等給付として二次健康診断及び特定保健指導を給付するもの。

2 給付方法

労災病院又は都道府県労働局長が指定する病院若しくは診療所において、直接二次健康診断及び特定保健指導を給付する現物給付方式。

3 内容

(1) 対象者

事業主が実施する一次健康診断において、脳・心臓疾患に関連する以下の検査の項目のいずれについても異常の所見があると診断された労働者。

- ① 血圧検査
- ② 血中脂質検査
- ③ 血糖検査
- ④ BMI（肥満度）の測定

(2) 給付内容

- ① 二次健康診断：脳血管及び心臓の状態を把握するため必要な検査。
 - ・ 空腹時血中脂質検査
 - ・ 空腹時血糖値検査
 - ・ ヘモグロビンA_{1c}（エーワンシー）検査
 - ・ 負荷心電図検査又は胸部超音波検査（心エコー検査）のいずれか一方
 - ・ 頸部超音波検査（頸部エコー検査）
 - ・ 微量アルブミン尿検査
- ② 特定保健指導：二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症の予防を図るため医師等により行われる保健指導。
 - ・ 栄養指導
 - ・ 運動指導
 - ・ 生活指導

○ 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）

第二十六条 二次健康診断等給付は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第五項 ただし書の規定による健康診断のうち、直近のもの（以下この項において「一次健康診断」という。）において、血圧検査、血液検査その他業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査であつて、厚生労働省令で定めるものが行われた場合において、当該検査を受けた労働者がそのいずれの項目にも異常の所見があると診断されたときに、当該労働者（当該一次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められるものを除く。）に対し、その請求に基づいて行う。

- 2 二次健康診断等給付の範囲は、次のとおりとする。
 - 一 脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査（前項に規定する検査を除く。）であつて厚生労働省令で定めるものを行う医師による健康診断（一年度につき一回に限る。以下この節において「二次健康診断」という。）
 - 二 二次健康診断の結果に基づき、脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るため、面接により行われる医師又は保健師による保健指導（二次健康診断ごとに一回に限る。次項において「特定保健指導」という。）
- 3 政府は、二次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められる労働者については、当該二次健康診断に係る特定保健指導を行わないものとする。

○ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）

第十八条の十六 法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める検査は、次のとおりとする。

- 一 血圧の測定
 - 二 血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール（HDL コレステロール）又は血清トリグリセライドの量の検査
 - 三 血糖検査
 - 四 BMI（次の算式により算出した値をいう。）の測定 $BMI = \text{体重} (kg) \div \text{身長} (m)^2$
- 2 法第二十六条第二項第一号の厚生労働省令で定める検査は、次のとおりとする。
- 一 空腹時の血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール（HDL コレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査
 - 二 空腹時の血中グルコースの量の検査
 - 三 ヘモグロビンA_{1c}検査（一次健康診断（法第二十六条第一項 に規定する一次健康診断をいう。以下同じ。）において当該検査を行つた場合を除く。）
 - 四 負荷心電図検査又は胸部超音波検査
 - 五 頸部超音波検査
 - 六 微量アルブミン尿検査（一次健康診断における尿中の蛋白の有無の検査において疑陽性（±）又は弱陽性（+）の所見があると診断された場合に限る。）